

令和2年3月19日

お客さま各位

静岡県医師信用組合

預金規定の改訂及び為替規定制定のご案内

当組合は、令和2年4月1日に施行される民法改正等を踏まえ、下記のとおり預金規定の改訂と為替規定の制定を行います。

なお、電子化の対応により、当組合のホームページで最新の規定をご確認いただけるようになることから、誠に勝手ではございますが、規定の配布および送付はおこないませんので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

※改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 対象となる規定

- ①普通預金規定
- ②普通預金規定（照合表扱）
- ③無利息型普通預金規定
- ④無利息型普通預金規定（照合表扱）
- ⑤自由金利型定期預金（M型）規定
- ⑥自由金利型定期預金規定
- ⑦定期積金規定
- ⑧為替規定（新規制定）

2. 適用開始時期

令和2年4月1日（水）

3. 主な改訂内容

（1）民法改正による改訂

- ①成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いを明確化します。
- ②定期預金の期日前解約の取扱いについて明確化します。
- ③各種規定変更時の周知方法（ホームページへの掲載）について明確化します。

（2）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改訂

- ①新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、当組合が求める情報や各種資料のご提出依頼に対し、適切にご対応いただけない場合、お取引を制限させていただく場合があること等を記載した「取引の制限等」条項を新設します。

- ②「解約等」の条項に、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- (3)「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」
(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)の新設に伴う改訂
「休眠預金等活用法」の施行により、対象となる預金規定に「休眠預金等活用法に係る異動事由」、「休眠預金等活用法に係る最終異動日等」および「休眠預金等代替金に関する取扱い」を新設します。

以上